

森林整備保全事業 ICT活用工事（付帯構造物設置工）試行積算要領

第1 適用範囲

本要領は、3次元設計データを活用した付帯構造物設置工（以下、「付帯構造物設置工（ICT）」という。）に適用する。なお、付帯構造物設置工（ICT）については、掘削（ICT）、路体（築堤）盛土（ICT）、路床盛土（ICT）、法面整形（ICT）と同時に実施する場合に適用できるものとする。

第2 適用工種

- ・コンクリートブロック工（コンクリートブロック積）、（コンクリートブロック張）、（連節ブロック張）、（天端保護ブロック）
- ・緑化ブロック工
- ・石積（張）工
- ・側溝工（プレキャストU型側溝）（L型側溝）（自由勾配側溝）
- ・管渠工
- ・暗渠工
- ・縁石工（縁石・アスカーブ）
- ・基礎工（堤防・護岸）（現場打基礎）
- ・基礎工（堤防・護岸）（プレキャスト基礎）
- ・海岸コンクリートブロック工
- ・コンクリート被覆工
- ・護岸付属物工

第3 3次元設計データの作成にかかる経費

3次元設計データの作成経費を必要とする場合に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

第4 3次元出来形管理・3次元データの納品及び外注経費等にかかる経費

3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。ただし、付帯構造物設置工（ICT）と同時に実施する、掘削（ICT）、路体（築堤）盛土（ICT）、路床盛土（ICT）、法面整形工（ICT）において補正係数を乗じる場合は適用しない。

- ・共通仮設費率補正係数：1.2
- ・現場管理費率補正係数：1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

なお、付帯構造物設置工（ICT）において、以下の（１）から（５）による出来形管理を行う場合の経費であり、それ以外のICT活用工事（付帯構造物設置工）試行実施要領に示された出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費理率及び現場管理費率に含まれる。

- （１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- （２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- （３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- （４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- （５）上記（１）～（４）に類似する、その他の３次元計測技術を用いた出来形管理

附 則

この要領は、令和５年１月４日から施行する。